558

質問第五五八号平成二十二年六月九日提出

救急患者受け入れ拒否問題に関する質問主意書

提出者

木

太

村

郎

救急患者受け入れ拒否問題に関する質問主意書

昨年十月の改正消防法施行で、 症状に応じた搬送先病院リストを取りまとめることが義務づけられた。

かし、 消防庁の集計によれば、 都道府県によって症状別病院リストの作成状況に大きな隔たりがある。 リス

トの作成は、 社会問題化している患者のたらい回しを防ぐことが大きな狙いとなっていることからも、 極め

て重要な課題と考える。

従って、次の事項について質問する。

改正消防法では、 自治体や医療機関そして消防が、 患者搬送や受け入れ体制の問題点を協議する場を設

置することも義務づけているが、 都道府県別にその設置状況は、どのようになっているのか。

去る六月二日、 消防庁はリストの取りまとめを急ぐよう救急医療関係者の全国会議を開催したが、 その

内容はどのようなものとなったのか。

三国としては、 リストの作成と協議の場の設置を、 いつまでに全ての都道府県で完了させることを目指す

のか。

匹 昨年一年間で、 救急搬送において医療機関から三回以上受け入れを拒否されたケースが、一万三千百六

十四件となっており、三年連続で一万件を超すという大きな問題が続いている。その内訳として、都道府

県別では、それぞれ何件になっているのか。

五 リストの作成や協議の場を設置することにより、拒否されるケースを当面何件以下にするという具体的

な目標を、国として掲げ努力していくべきではないのか。

六 我が国の医療制度全体の中で、救急患者受け入れ拒否問題への対応を、今後どのように具体的に進めて

いくのか。

右質問する。